

肥後細川領における御赦免開

松 本 寿 三 郎

はじめに

近世において武士階級の土地所有は原則的にはあり得ない。武士は城下町に集住したし、武士に給された地方知行は、田島・人畜で構成されるけれども、それは知行所を所有支配することではなく、知行所を構成する田島・人畜を支配し、そこから地代としての貢租・夫役を収取するにすぎなかった。知行所と云わず蔵納地といわず、土地所有権は領国主たる藩主―実はこれとても領国を所有するのではなく、領国支配権を有するに過ぎないのであるが―と、直接に田島を耕作し經營する農民の所有するところであった。土地永代売買の禁令によって制限をうけたのはかかる農民の土地所有権であり、農民こそが自ら土地を売買・質入・譲渡するのであり、知行取には知行所を処分する権利はなかった。

しかし近世の武士階級に土地所有の機会が全くなかったかという点、そうではない。本稿で取り上げる細川領の御赦免開は、弘前藩・萩藩・福岡藩・金沢藩における藩士知行新田（註1）とともに武士階級の土地所有である。

従来（註2）の研究には御赦免開に言及したものは尠くないが、いずれも一地域・一時期に限定しており武士階級の土地所有形態とは捉えていない。このことは、御赦免開を近世全期において把握する研究に乏しかったことによると思われる。

本稿はかかる意味でまず御赦免開に関する事実を素描し、今後の研究の基礎とするものである。

注（1） 菊池利夫氏「新田開発」、萩藩の開作については「長州藩財政史談」五六―六三頁。

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

(2) 戸水寛人氏『阿蘇の永小作』(明治三十四年刊)は御赦免開地における地主と耕作者の關係を詳述するも、阿蘇地方に限定している。戦後では、森山恒雄氏「地方知行の一考察―肥後藩初期の給知百姓を中心に―」、藁田勝彦氏「肥後藩の干拓新田」(ともに森田誠一氏編『肥後細川藩の研究』所収)、久武哲也氏「近世肥後藩の村落構造とその展開過程―玉名郡中富手永を中心に―」(史林五七卷二号)とくに森山氏は御赦免開の私有物的性格を指摘しておられる。

—

肥後細川領における近世の開発地は、宝曆地引合前のものは古新地・御郡方新地など新地方の名目に編入されることがあったが、大部分は諸開として把握された。文化一四年写の「御国中田畑畝高物成一紙」⁽¹⁾によれば、その概要はその第1の1表の如くである。ここでは本方・古新地・御郡方新地は石高表示がなされているが諸開は石高表示がなされていない。それは土地が不安定であったことにもよるが、諸開には第1の2表に示すようにさまざま種類があり、それぞれ徴税方法が異なっていたことにもよる。この諸開は全耕地の二一%を占めており、とくに開主の権利が強いという点で本方(御蔵納・御給知)と本質的に異なる。開地においては畝下年季が定められるとこの間無税とされる。その後徳米銀あるいは上納米が課せられるが、その額は本方における年貢とは比較にならないほどの低率であったし、検地も幾分ゆるやかであったから、村落に余力を蓄えさせる要因になったと思われる。

第1の2表のうち畝物とは野開の一種で畝数に依りて徳掛けされることから畝物とよばれたもので、地引合によって改め出されたものもしくは畝物開に仰付けられたものをさすようである。元文二年新地開発が禁ぜられたあと畝物の名目で行われたもの、又は蒔畑畝物一年作にみられる切替畑がこれに含まれる。御開・御郡間御開・御郡代支配畝物開・榎方新地はいずれも藩の機関によってなされた干拓新田である。

武士階級の開發になるものは御赦免開・上り開・給人上畝物・主水殿支配開などである。上り開とは上知などによって武士階級が身分を失った際に御赦免開の特権を失い召上げられるものを云う。給人上畝物とは知行取(給人)の仕立により畑地

第1の1表 御國中田畑畝高 (文化14)

	高	田畑
本方田畑	石 751,655.28738	町畝歩 29,215.64.04 31,027.55.05
古新地 田畑	23,834.29793	1,503.48.15 2,751.99.21
御郡方 新地	5,678.82586	623.32.28 235.71.22
諸開		18,018.88.03半

第1の2表 諸開の種目別面積

種目	面積
畝物	町畝歩 1646.87.18半
(本方上納 御郡方上納)	内 (396.02.26 1250.72.12
御開	721.31.06
御郡間御開	168.32.03
野開	6709.10.24
上り開	120.64.11
御赦免開	4036.01.23半
給人上畝物	166.44.18
御侍上畝物	117.76.24
諸畝	775.59.13
茶床・楮床・松床	338.96.25
塩浜	68.20.00
山畑開	2.15.21
御郡代支配畝物開	28.87.24
御畝	2951.65.24
楸方新地	5.99.21
七島瀨瀨瀨	26.16
主水殿支配開	3.51.27
草牟田	27.00
宇土殿知行分	157.00.15
計	18,018.88.03半

を田地に転用するもので、上徳米を給人の直所務とするもの。主水殿支配開とは筆頭家老松井主水の出願になる新田開発地で八代郡高田手永の内であった。このほか請敷は農家周辺の畝を開発利用したもの、茶床・楮床・榎床は特用作物の栽培に当てられたものである、

御赦免開の名称は元禄二年の「御赦免開田畑畝数」⁽²⁾にはじめて見える。それまでは単に「開」「野開」「新地開」と云い、あるいは開主の身分を冠して「御知行取開」「御中小姓開」などと呼んでいる。寛文一〇年の布邊には⁽³⁾

一、新開之事、御知行取開申分は、従前々開取に被仰付、於于今右之分に沙汰仕候

一、御中小姓開も、御知行取同前に被仰付候事

一、御切米開は田島共に御年貢上納被仰付候事

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

一、御惣庄屋開之儀、高之定申分は御百姓並に御年貢上納仕候、高無御座敷物之分は、田畑共に御年貢を出し不申、作取に被仰付候とも、近年は御百姓同前に御年貢上納初仰付候事

一、寺社方開も、御百姓並に御年貢上納被仰付候事

一、又内々知行取・同御中小姓開之儀、御知行取・同御中小姓同様に被仰付候事

一、一領一疋之奉公望申者之儀、其仁柄御郡奉行吟味仕、書付を差上申候、其趣御家老中へ相違、望之ごとく被仰付候者には、田畑共に開取に可仕旨、従前の被仰出、今以其分に御座候事

一、地侍之儀、右同然にて御座候

……………(中略)……………

一、御百姓新聞仕儀、其所に随、手間懸候所は、御郡奉行吟味仕、奉行所へ相違、貳年・三年にても、手間懸様之様子により、御年貢御赦免被成、其翌年より御年貢上納仕候事

とある。右に示される「開取り」が御赦免開であり、御知行取・御中小姓と一領一疋・地侍に開取が許され、切米取・御惣庄屋・寺社には百姓同然の年貢上納が命ぜられた。もっとも御惣庄屋は寛文四年に運上銀が課せられるようになったもので、貞享元年には再び開取(3)になっているから、この時期だけ百姓同然だったことになる。

細川氏入国当初は百姓の開にも制限はなく年貢も開島一反に付五升程度であり、また開の鉄炮衆・開の長柄衆(6)を置くなど知行政策としての開も考えられ、一領一疋・地侍の開取にはこうした軍事的・知行的側面(7)があることは軽視出来ない。

在地勢力である一領一疋・地侍についての規定が詳細であるのはその役割が在地軍事力の一端を担うものだったからである。しかも、一領一疋・地侍の開には制限があり、他郡ではその郡の百姓なみの運上銀上納(8)を課せられたほか、五町以上覚書提出、三町以上差上米などの規定があった。元禄二年(一六八九)の「御赦免開田畑畝数」(第2表)には一領一疋開が含まれず、寛保三年(一七四三)の「阿蘇谷内牧手永御手鑑」(9)には一領一疋・地侍の御赦免開しか記載されていないの

第2表 元禄2年御赦免開田畑畝數

町反	3477.2余	御知行取衆並御中小姓衆共 御郡医師 采女正様御家来衆 又内之馬乗並御中小姓共 御惣庄屋
田畑	708.0余	
田畑	2759.0余	
塩浜	9.0余	
右之内	3157.0余	
	24.1余	
	0.6余	
	129.5余	
	165.8余	

「覚帳」(元禄2年)による。

は、御知行取から御惣庄屋までの御赦免開と、一領一疋・地侍のそれが必ずしも同じ取扱でなかったことを示すのかも知れない。

百姓の野開⁽¹⁰⁾についての制限は、延宝二年(一六八四)に出されたが、同五年には開地に適した処は許されるなど必ずしも一貫して開を制限してはいない、ただこの頃には御赦免開の有利な租率から百姓が武士の名儀で開くことがあったらしく禁令が出ている。従って開発は専ら武士層による御赦免開に限られるのであるが、藩財政にとって必ずしも有効でないこともあってか、享保一七年(一七三二)になって家中手開は禁止された。その後もまだ手開が行われたのであろうか、元文二年に再度新地開発が禁止されている。

こうした御赦免開の展開の中で、はじめ自由であった御赦免開は延宝五年以後御郡方へ把握されることになった。同年の触は次のように述べている。

へも無其断家来分ニ被仕置候衆も有之由候、他国者ハ不及申、御国者ニ而候新百姓被仕立候ハ、御郡奉行衆江可被相届候、尤前廉仕立ニ不被相断衆も今度相改郡奉行衆江可被相届候、其上を以宗門改諸触等如御法御郡奉行衆江可被支配候間、左様可被相心得候、勿論仕立百姓之儀ニ候得ハ踏役等被仰付ニ而無之候、此段組頭衆者御組中へも可有沙汰候

この触は家中士に出されたものであるが、(1)御郡中の手開(御赦免開)の耕作には仕立百姓が従事しており、(2)今迄は御国者のほか他国者も無断で仕立られていたこと、が確認され、以後御郡方の支配に属することになったわけである。

細川領において再び開地がみられるのは宝暦七年(一七五七)八代郡鏡村新地築造⁽¹²⁾にはじまる後期干拓新田であり、

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

これは藩費によるいわゆる官築新地の系統に属する御郡方の新田築立によって再開されている。後期の干拓新田は(1)官築新地、(2)御内家開(御側開)、(3)土族開(御赦免開—藩主の一門および三家老)、(4)御備開(手永開)に限られるとされ、確かに明和五年中務少輔の宇土郡笹原村・上下新開村の緑川筋開地願の不許可、明和六年一般武士への不許可もあり、また寛政四年二月の開田畑禁令などによって、家中士の御赦免開はみられないが、藁田氏の報告にみるような鹿子木弥左衛門御赦免開・小田藤右衛門御赦免開・徳富善次郎御赦免開は干拓新田の功勞者である御惣庄屋(あるいは新知行取・一領一正)の御赦免開である可能性も強い、また葦北部にみられる杉谷村自勘開、白岩村御赦免開・海浦村村備開などの名稱は村が主体となった開発であることを物語っている。これら手永開・村開は農民の勞力と資力(材料負担)に依存するものであるから干拓新田の主力が農民にあることは否定できない。但し、彼ら農民には開発権がなく、従って手永なり村なりの機関として開発に従事した。

後期干拓新田は大規模でもあった所から藩・手永・など資力・勞働力を調達し得る公的な機関によってなされたのであり、前期の個人による御赦免開とは趣を異にしている。

本稿では広く武士層による開発とその土地所有を検討するという意味で御赦免開を中心にみて行く。

注(1) 「西園寺文書」熊本大学附屬図書館蔵、同じ内容のものが、熊本女子大学歴史研究部編『肥後藩の經濟構造』に所収されているが、これは嘉永四々五年の写であり、若干誤写も認められるように思われるので、本稿では西園寺文書を使用した。

(2) 「覚帳」熊本大学附屬図書館寄託、永青文庫蔵、森田誠一氏編「原典による近世農政語彙集」(以下「農政語彙集」と略称)に引用する「井地要略」(延宝年間ごろ著述)には御赦免開の項目があり、「御侍衆手開作り取之地方ニ而御座候一領一正地主にも御免反ニ老升八合宛御作事料上納懸ル」とある。筆者所蔵の「井地要略」にはこの項は朱筆による後の書込みである。後述のように延宝年間はまだ開取りであった筈であり、反に一升八合になるのは宝暦五年のことであるから、この部分は後世の書込みかと思われる。いまは一応「覚帳」を初見としておく。

(3) 御郡方記録書抜之事、「藩法集熊本藩」一八二頁

(4) 「熊本藩年表稿」寛文七年の項

(5) 御郡方御記録之面堅相守可申事、「藩法集」四〇八頁

(6) 『熊本藩年表稿』寛永十一年二月二日、二月二七日、二年二月二九日の項、『寛永十一年ヨリ同十五年四月迄御触状』には、「諸年人にも又ハ何ものにて所々開を仕度と申候者候ハハ、何ほとにても其主之手柄次第ニ開取ニ可被申付候、則開を給分ニ被遣、御郡之鉄炮の者ニ可被召抱御意ニ候間、此段無抽断可被仰付候事」(寛永十一年二月八日条)とある。藩の積極的な姿勢を窺い知ることが出来る。

(7) 森田誠一氏「近世の郷土制、特に金納郷土士の性格―肥後藩政史との関連において―」(同氏編『肥後細川藩の研究』所収)

(8) 書披しらへ郡府日記『藩法集』三二八頁

(9) 『阿蘇谷内牧手永御手鑑』熊本市松山保裕氏蔵「諸覚番二」紙背文書

(10) 以下野開に関する諸制限は『熊本藩年表稿』による

(11) 『細川家譜統』延宝五年一月三〇日の条

(12) 『御郡方年系略記』熊本県立図書館蔵、上斐文庫

(13) 熊本大学国史学科研究会「肥後藩の八代新田開免―百町・四百町・七百町新地について―」(『熊本史学』24号所収)

(14) 葦田勝彦氏「肥後藩の干拓新田」(『肥後細川藩の研究』所収)

(15) 芦北町役場『芦北町誌』三七〇頁

二

元文二年(一七三七)以降新しい御赦免開は許可されないが、それまでの御赦免開はそのまゝ武士層の手に残された。

その地域的分布は第3表に示す通りである。元禄二年の御赦免開に比して五六二町三反の増となっているが、前に述べたようにこれには一領一疋・地侍の分を含まれているのでこの点を考慮せねばならない。手永手鑑によって一領一疋・地侍御赦免開の明らかな分をあげると、阿蘇郡内牧手永八八町三反(寛保三年)、小国手永二三町三反(寛政一年・文化元年)、合志郡竹迫手永一五町八反(明治三年)が判明するが、これだけで一二七町四反であり、残り四八手永の一領一疋・地侍の御赦免開を合せば元禄二年との数値の差である五六二町三反は殆んど埋まってしまったのであるまいか。御赦免開は享保一七年に禁止されるまでは進行したから元禄二年のまゝであるとは断言できないが、右のような事情から見ると、「御國中田畑畝高物成一紙」は御赦免開が禁止された享保一七年の姿を止めているとみてよいであろう。この表によ

尾後新三領における御赦免部

第 3 表 知行取、地侍による開発

	御赦免開	上り開	給人上畝物	計	野開	御赦免開 全諸開
	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	%
炮田郡	1515.7.28		4.4.27	1520.1.25	3243.9.24	22.4
託麻郡	531.3.23	5.0.00		536.3.23	6041.4.03	6.7
上益城郡	2078.1.04	134.5.15	394.3.18	2607.0.07	7852.2.21	14.7
下益城郡	2668.5.15半	170.2.29	256.8.12	3095.6.26半	2808.3.06	22.0
宇土郡	841.6.03	17.2.06		858.8.09	742.9.24	18.1
八代郡	3596.0.20 (1) 35.1.27	18.9.06		3614.9.26 35.1.27	473.2.18	38.3
芦北郡	152.8.22			152.8.22	21.5.21	6.4
山本郡	1273.5.05		1.5.15	1275.0.20	3340.6.03	21.7
山鹿郡	1246.8.24	110.6.24	73.1.06	1430.6.24	2315.6.18	24.4
玉池郡	4385.6.17		41.0.18	4426.7.05	4543.1.18	27.2
菊名郡	2093.8.21	100.4.27	72.5.06	2266.9.24	2246.9.12	23.8
合志郡	6618.5.22	358.5.15	710.2.00	7687.3.07	7093.5.27	39.1
阿蘇郡	5735.7.06	42.0.00	88.6.18	5866.3.24	1497.2.03	55.9
南郷	6664.6.12 (2)内150.5.06	177.3.09	1199.3.12	8041.3.03	9993.3.12	30.7
小国	281.3.03			281.3.06	6712.5.12	3.7
久住	394.2.21			394.2.21	5667.7.21	6.2
野津原	183.7.28			183.7.28	1657.7.18	3.8
鶴崎	97.4.27	71.4.00		168.8.27	1375.7.15	5.9
計	40395.2.08半	1206.4.11	(3) 2842.1.12	44443.8.01半	67091.0.24	

(1) 主水殿支配地 (2) 菅尾手永にのみ百姓分御赦免開あり (3) 給人上畝物16644畝18歩 御侍上畝物11776畝24歩
 (「御國中田畑畝高物成一紙」文化14年写)

れば御赦免開は東部畠作地帯の南郷・合志・阿蘇と西部海岸の玉名・八代沿岸に広く分布し、城下に隣接する託麻郡および遠隔の芦北・小国・久住・野津原・鶴崎に稀であることが云える。こうした地理的条件は、武士層の経営（空地山野を見立て仕立百姓を督励する）の便を考へるとき欠かせない条件となるであろう。その意味で遠隔地に御赦免開が少ないことは十分説得力がある。もう一つの条件は対象となる地域の開発状況であろう。御赦免開の権利を有したとしてもすでにその地が十分に開発されている場合、もしくはその地の農民に十分な余力がある場合には、武士層の乗り出す余地がないからである。貞享元年の県令条目^{（一）}に次の如き規定がある。

一、在々空地吟味仕つかへ無之所は立山立野立蕨御赦免ニ候、御蔵納之村空地野山御侍中々立山立蕨望ミ申、又御蔵納之百姓も望申儀有之候ハ、百姓に立させ可申候、又給人知之内つかへ無之空地御侍中立山蕨望数多有之時は、其村の給人江付、給人数多ニ而望之所^{（二）}ケ所ニ而候ハ、先次第ニ可仕候、并御給人知之内つかへ無之、其村之百姓望申所を協々と望申時は其村之百姓ニ立させ申管候事

これは立山蕨に関する規定であるけれども、開地にも適用されるものであろう。こゝでは蔵納地は百姓に優先権があり、給人知では給人に、給人知の百姓と他村の百姓ではその村の百姓に優先権があるとしている。勿論御赦免開の仕法は「ひらきを見立申候衆は其所之役人ニ相断、つかへ無之候はひらき可申」「田畠・野開共に新開可仕所。杭を打鍬かたを仕候とても、其者其年開於不申者、脇より開可申候、此段従前々被仰出^{（三）}」たのであって、支障さへなければ「開心儘ニ可仕」であった。そうした中で支障となるのは百姓による開発余力であったと思われるが、御赦免開を全諸開の中でみると、阿蘇・合志・八代・南郷・玉名の順になる。これらの地方では野開畝数も多いが、百姓のみでは開発しきれない部分が多かったものと思われる。とくに阿蘇では全諸開の五五・九〇を御赦免開が占めている。これには後述の阿蘇組による開発もあったが、開発において武士層への依存度が高かったことを示している。こうした御赦免開のなかには「給知之百姓開明け、表向は給人之願にて御赦免開とし、内実百姓作り取にしたるもある由^{（四）}」に見られる実態の相違が含まれる可能性もな

下御宇田	林、西山、都甲、魚住、野田 清成、益田、水谷、大村	(一村弥三兵衛)、益田弥一右衛門、鈴木平十郎	9. 7. 27	49. 8. 18
蒲生	香山、松山、松崎	(一村弥三兵衛)、益田弥一右衛門、上野多伝、鈴木平十郎、平野太郎四郎、入江大助、庄村五郎右衛門	133. 6. 03	69. 7. 27
上吉田	有吉	有吉大膳 有一長坂、中山、菅沼	30. 1. 06	12. 3. 24
名塚	堀原、岩間、一宮、永屋、森本、(熊谷)	山戸瀬左衛門、筑山彦右衛門、寺井十次郎、有一菅沼、平川	15. 4. 18	71. 6. 27
下吉田	筑山、春田、八木田、小林、(横井)			1. 3. 18
高橋	山名※4	三洲志津摩	5. 2. 24	27. 7. 06
下高橋	(志水)	三洲志津摩	9. 1. 00	3. 4. 12
庄	長谷川、筑紫、小山、白木			
石洲	吉田、(志水)	三洲志津摩	8. 4. 00	
津袋	浜田、堀尾、山名、三野	三津志津摩	5. 4. 27	
久原	落合、安井、有吉、佐藤、(上田)	北垣惣藏、妻木嘉十郎、佐藤仙右衛門、有吉大膳、有一原田、屋野	29. 1. 06	18. 8. 06
今田	堀尾、真野、有吉	野田伊兵衛、有吉大膳、有一葛西、長坂、菅沼	42. 1. 09	22. 2. 12
益仙	柏原、可児、野々口、朽木	北垣惣藏、有吉大膳、有一原田、吉野	12. 7. 06	36. 7. 06
上内田	吉田、高瀬、岩間、額田、落合、中村、小島、末松、(都甲、小倉)	宮本佐右衛門、中村玄馬	11. 5. 00	57. 9. 12
五郎丸	大木	大木舍人	3. 5. 00	26. 5. 24
相良	野田、益田	益田弥一右衛門	5. 1. 00	
太田	大木	大木舍人、原源右衛門	10. 4. 21	
下内田	谷、竹内、伊藤、原、原田、佐々布、(元田)	原源右衛門、長一斉藤※3	10. 2. 00	165. 7. 00
長谷		谷貞次郎	4. 2. 00	

肥後類三領見本なる御縁附

肥後細川領における御赦免開

長谷川内 山上野 下永野	田崎、村上、小崎、宮村 竹内、寺尾、佐藤、(鏡、吉川) 竹内、長谷川、山中、宮村、 鏡、(吉川)	大木舎人、志水金右衛門 志水金右衛門	12. 6. 03 4. 00	19. 1. 12
多推久 矢持谷		入江伝右衛門、津田半右衛門	2. 3. 27	748. 6. 24

※1 知行所の欄の () は先知 ※2 御赦免開の欄の () は上り開を示す

※3 有は有吉大膳 長は長岡図母の家来

※4 山名氏と三別志津隊は同一人物である ※村名の前の「」は村々の親近性を示す

史料、知行所は「肥後諸士鑑」、先知・御赦免開・許野開は「中村手永御蔵納手鑑」による

山鹿郡中村手永は現高一七九三九石余でそのうち給知は八七%をしめており、全村蔵納の村はすべて山間部の村である。菊池川右岸の古くから開けた所で天正検地を反映したと考えられる郷帳高から殆んど伸びておらず現高は細川領全域では五四万石から七五万石へと三八%の伸びを示すのに対して、ここでは僅か八%しか伸びていない。すでに開発が相当進んでいたことを示しているが、それでも野開七四町余、御赦免開六九町余が開發ひらされている。第4表によれば御赦免開を知行所の村に設定する比率は必ずしも高いとは云えないが、近隣のもと同一の村であったと思われる村を単位(表の村名を「で示した)としてみれば半数近くが知行所との関連あることになる。山鹿郡内に知行所を有する者も関連あると考えるならば過半数は郡内に知行所を有することになる。それでも開主三四人のうち一六人は全く関係ないものである。

知行所に御赦免開を有するものの中には、三洲志津摩知行所石洲村・津袋村のように農民による請野開が全くない処があり、こうした処では「給人名儀による百姓開」が考えられないでもないが、同人知行所高橋村では請野開がはるかに広く存在しており、近隣であるだけに両者の相違を指摘するのは困難である。一般的に云って知行所と御赦免開とは密接な関係があることは疑えないであらう。

つきに同手永で最も御赦免開が集中している古閑・方保田・蒲生の三村についてみると、この三村には中村手永御赦免開の七九%に当る五五、二町、延三一名の開主が集中しており、そのうち延一名は同郡に知行所を有しないものである。しかも農民の請野開に数倍する御赦免地となっている。これは恐らく開発の時期によると思われ農民に開発余力がなく空地荒野のまゝ残されていた原野が脚光をあびて、武士層が殺到したのであらう。「譚談帳」には元禄一三年古閑村開地を一村弥三兵衛に譲渡した沼四郎右衛門の開地経営の記事が載っているが、それによれば沼家は親の代から譜代の家臣白石又四郎を派遣して耕作させていた。こうした譜代家来の派遣は他に例もあり、御赦免開地経営の一つのタイプでもあったと思われるので、この三村でもそうした経営がとられたと見て差支あるまい。

山鹿郡中村手永の例では御赦免開は知行所およびその近隣に設置されることが多いが、知行所でなくとも設けられる場合もあり、こゝでは何らかの方法で情報が拡がり、多くの武士層が集中したことが推定される。この事例が細川領における普遍的な形態かどうかは、今後さらに事例を重ねる必要があるが、「続細川家譜」は、開地と知行所との関係の一端を示しているし、文化十二年の「勘定所日記」は開地の労働力を知行所に依存していたことを物語っている。

注(1) 前出「阿蘇谷内牧手永御手鑑」

(2) 「北里手永手鑑」(熊本女子大学歴史研究部編「肥後藩の農村構造」所収)

(3) 「竹迫手永手鑑」菊池郡合志町齊藤史朗氏蔵

(4) 御惣庄屋十ヶ条具令条目「藩法集」四〇八頁

(5) 寛永年以後郡中法令「藩法集」一八二頁

(6) 「田賦考」「日本経済大典三八卷」、「農政語彙集」

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

- (8) 「山鹿郡蔵納手鑑」(熊本女子大学歴史研究部編「肥後藩の農業構造」所収)
 (9) 「讃談帳」元禄14年3月〜4月の項、熊本大学附属図書館寄託、永青文庫
 (10) 次節注2参照
 (11) 「先例略記」御知行の部に引く、文化十二年勘定所日記に「其上御知行村其外所々御開地受持居候者共茂、已前者御蔭を以、結構ニ渡世仕来居申候様子御座候……」とある。

三

延宝五年御赦免開の届出が義務づけられた。以後「田畑ひらき地……其給人之働ニ而仕立置被申候分者、如前々其給人⁽¹⁾の支配仕、可被致所務候事」と開主の支配地⁽²⁾に私有地としての保障をうけながらも、御郡方の把握するところとなり、「開之儀は年々相改、其懸り之御惣庄屋より開主の印形を取相違⁽³⁾」すことになった。この制度が「御赦免開加印帳」である。これ以後御赦免開に関する事務は御郡方に属することになる。

藩財政の窮迫とともに当初開取であった御赦免開にも反懸米が課せられるようになった。その初見は延享四年一二月の「白金作事料として、二ノ口米並びに、本方・新地・家中⁽⁴⁾・赦免開に、五ヶ年間反懸米を徴す」(傍点筆者)である。これは延享二年二月の江戸火災により白金御屋敷が類焼したため、その再建費用として課せられたものである。はじめ予定では五ヶ年間に限るものであったが、宝暦二年八月に至って、「在中へ反懸之上納被仰付、未年迄にて年数も相済候得共、夫々御作事も相済不申、外ニ御手当無之、飽口御屋敷万一之御事も有之節御引除之御屋形無之……尚又乍此上相納候様⁽⁵⁾」との違が出され、改めて御蔵納・御給知は今迄の半分、新地・野開は今迄通り、御家中其外御赦免開は今迄の五割増が課せられることになった。その数量は次の通りである。

- (1) 田畑畝数 六万三千五百六十町余⁽⁵⁾

此米 三千七百十石余 反ニ六合宛

(2) 同 千九百七十町余

此米 五百八十石余 反二一升二合宛

右新地郡方開墾物共ニ

(3) 田畑 三千四百五十町余 赦免開

此米 六百二十石余 反二一升八合

畝合七万二千二十町

米合四千九百十石余

このうち(1)は御蔵納・御給知であり、(3)赦免開は五割増となって反に一升八合となったことが判る。従って延享四年の反懸米は他の地目と同じく反一升二合であった。この反懸米は御蔵納・御給知・新地方については、五ヶ年の年限が来た宝暦五年秋には廃止されたが、御赦免開については廃止されなかったばかりか、江戸御作事料の名目で、五割増の反別一升八合のまゝで幕末まで本方納として恒常的に徴収され、藩財政の一翼を担うものとなった。

このほか享和二年の御銀所預潰に際して在中に寸志上納が命ぜられた際に、御赦免開も反別一升五合宛三年間の別段寸志上納を命ぜられた。この寸志は文化九年まで続けられている。反懸米あるいは反懸寸志は藩財政窮乏に対応するものであるが、在中における本方・新地と時を同じくして徴収される点に、御赦免開として武士層による地主的経営の側面を認めつゝも郡方による把握と課税の側面を併せるに至ったといえよう。

以上のように御赦免開は、享保一七年手開が禁止された後でも、それまでに開として登録された分は、武士層の手許にあった。その経営は「御給人衆手開并出高にても其給人造作を仕、自分ニ仕被申分ハ其給人之支配」⁽⁴⁾「田畑手作被仕候も、出作ニ作せ置候分⁽⁵⁾」などと表現されるものであるが、家中士としての職務にある知行取・中小姓は在宅する以外には直接経営する余裕はなく、譜代家来を開所見締として現地に派遣して耕作させた。合志郡住吉村では知行取宮崎市十郎⁽⁶⁾が

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

非人教悦の粹岩之助（北尾久助一六才）を開所百姓に仕立ようとして断られ、一領一正に仕立て家来分として派遣した。その際「当年中ニ茂開所江選度候得共当分作せ申開地之心当無之候間、出作ニ遣置候開地を取返し而來春々作せ候様ニ可仕」と述べている。前述の山鹿郡古閑村でも沼四郎左衛門は親の代から譜代家来を見締として派遣したわけであるが、見締として派遣された譜代家来は身分上は武士に属するとしても、実態としては開所農民と同じ存在であった。開地が広範囲にわたる処では仕立百姓が置かれている。財津庄大夫は合志郡三万田村に一八町三反五畝三步の御赦免開を所持していたが、その耕作者は仕立百姓彦七以下二一名であり、三万田村ほか七カ村からの出作であった（第5表）。仕立百姓彦七は開所見締を兼ねたかと思われるが、

第5表 財津庄大夫竹迫手永三万田村開所百姓

村名	仕立百姓	出作百姓
三万田	彦七	加助、新助、左助、徳右衛門、新兵衛
甲佐町		惣七、惣左衛門、清七、助之允、久四郎、加右衛門
夜間		長兵衛、半七、加助
久米		千助、文四郎、助右衛門
官園		助右衛門、徳兵衛
新古閑		少右衛門、楢助
大塚		久助、少右衛門
高江		助之允

ら出作として耕作に従事した農民は、この開所の耕地を下作し、開所庄大夫に徳米（年貢米）を納入したものであり、検地帳に記載された耕作者であった。文政二年阿蘇郡長原村の岡俊助御赦免開には十七竈の仕立百姓が設けられている。

一、岡俊助内牧手永長原村御赦免開ニ仕立百姓十七竈之内、此節九竈無苗ニ而

譜代家来召抱直ニ開所ニ差置度願ニ相成候処、薙叶、尤人数三人限開所見締差置候儀ハ不苦、

この開地の規模は判らないが、一村をも形成するような処ではなかったろうか、九竈の譜代召抱が拒絶されたのは、「仕立者之儀影踏もいたし、村人数同断之取計ニ付、ケ様之儀不苦候而ハ往々開地ニ而一村をも立候様之仕立之者、追々人数放いたし候様有之候而ハ、所柄弊害ニも相成候為」であった。文政年間には本方百姓と同じように把握されたのであった。

本百姓が蔵納・知行地を耕作して年貢を負担したように、仕立百姓は開所の土

地の耕作權を所有し、開主に対して年貢（定徳米）を上納した。而して耕作者の土地に對する權利は蔵納地における本百姓の所有權と同じく、年貢に差支えるとその土地を質入・譲渡することができた。証文を例示すると次の如くである。

(その一) 質地証文^①

乙姫道端 三拾四枚 見面貳反七畝

一 田本畝壹反八畝 吉良平兵衛殿御赦免開 歟先清衛

反掛り上納米 六升貳合四勺

御年貢米九斗

質錢丁錢壹万四千文但七拾文錢ニメ式百目也

右ハ私儀御上納方指支才覚之手立無御座候付、右之田七年限之質ニ召置質錢壹万四千文槌ニ受取御上納方相勤申候、然上ハ反掛り上納米并御年貢御勤御作被成候、尤年季之内受申間敷く、年季過候而も元錢指立不申内ハ何ヶ年ニ而も御返有間敷、年季過候而元錢差立申候ハ、無異儀御返シ被下御約束に御座候、右之地方ニ付何方も構出入無御座候、為証 扨旦那哀誓割印申請五人組合連判之証文仕置申所如件、

明和二年酉二月

吉良平兵衛内質地主

喜三衛門

右 同断請人

屯左衛門

同

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

八十八

同

藤助

同

加仁助

同

幸助

受人 下原村

嘉三助

北里 安兵衛殿

小国中原村

武兵衛殿

(裏書)

表書之田地手前御赦免開紛無御座候、尤其方江質ニ召置申儀少も支無之候、年々反掛リ米并年貢米無滞相勤申候得ハ此方何之故障も無御座候、為後日之裏書致判置候所如件

明和二酉ノ二月

吉良 平兵衛

北里 安兵衛殿

小國中原村

武兵衛殿

(その二) 永々誠證文^(註)

草原山田數貳拾六枚 百八拾八番

一田 菘反貳畝 吉良万次郎殿御赦免開

定徳米六斗

右者私儀御年貢差支才覚之手立御座なく候ニ付右之田讓渡代銀受取御年貢方ニ指立申候、然上は永々共御元方反掛御年貢御勤御作り可被成候、尤右之地方ニ付何方も樽少茂無断座候、後年為証拠之請人差立吉良万次郎殿裏印を取永々誠証文調進置申所、如件

享和三年二月

永草村讓主

源 七^(註)

同村受人

武 助^(註)

同村右同

弥右衛門^(註)

狩尾村

辰平殿

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

(裏書)

紙面之通相違無之加印致置候、以上

享和三年二月

吉 良 万次郎 ㊦

辰 平 殿

その一で明らかかなように質地主喜三衛門は開主吉良平兵衛の承認のもとで外輪山を越えた小国の北里安兵衛らに耕作権を質入したものであり、開主は反懸米と年貢米を支払う者であれば、耕作者が代っても支障はなかった。さらに、その二は御赦免開耕作権を譲るものであるが、開主吉良万次郎はこれをも承認しているのであって、御赦免開における耕作権は仕立百姓に属したことを示している。こうした質入・譲渡の事例は一般的にみられるのであり、いくらでも例示することができる。質入・譲渡は御赦免開耕作者の内部でなされるのではなく、御赦免開の所屬をこえてかなり自由になされているのを知るのである。

耕作権の質入・譲渡が多く家代嘉仁助宛になされ、また家士層の御赦免開の場合でも張元・家代の裏印により保障されていることは(吉良文書)、御赦免開が開主にとって得分を確保するだけの存在となり、現実の経営は家代・譜代家來に委ねられていることを物語っている。

御赦免開におけるもう一つの質入・譲渡は開地の所有権を対象とするものである。

証 文⁽³⁾

一、田開卷反式畝式拾四歩

内田手永 江田村

一、如開三反七畝拾壹步

此代錢三拾八貫目 但七拾文錢也

右者内田手永於上江田村私所持之御赦免開地、今度依御相談本行之錢辻儲ニ受取永年御讓渡申候処実正也、然上者右開地御討取御勝手ニ可被成御取扱候、右開地後年共ニ御所望等之御相談仕間敷御約束ニ御座候、勿論何方ら茂樺出入少茂無御座候、為其讓證文進置申所如件

天保十四年正月廿八日

南関手永一領一疋

戸田 民助^印

村上 平左衛門 殿

一瀬 才 助 殿

これは御赦免開の所有權を讓渡したものである。御赦免開は暇・病死・武士身分の喪失によって収公され上り開となつて相應の徳米が課せられることになつていた。しかし現実には次の如き措置ちがとられていた。

元禄三年十一月 佐藤安大夫死亡、作せ被置候野開銀一四〇目御惣庄屋取立、翌年五月安大夫母妹に下さる

同年 奥田藤次郎開徳米等死去已後藤次郎妻へ下さる

元禄一〇年八月 村上平内暇、父吉入に扶持拝領につき渡下され、吉入死亡、二男宇太郎扶持拝領につき渡下さる

元禄一〇年十一月 其子跡目下されず候共、御中小姓段召仕らる儀ニ候ハ、立山開地相渡し候様

元禄一二年九月 小林権之丞病死、嫡子勝之進扶持拝領につき渡下さる、勝之進死亡により上り開になるも、祖父包鉄

扶持拝領につき渡下さる

肥後細川領における御赦免開

第6表 吉良家における御赦免開

年月日	当主	所在地面積	備考
寛保 3. 9	吉良平兵衛	町畝歩 23. 09. 21	阿蘇谷内牧手永手鑑
宝暦 6. 12. 15	"	狩尾村 15. 55. 00	根帳前(以下吉良文雷)
		乙姫村 1. 80. 00	
		永草村 87. 18	
		内牧村 9. 12	計 18. 32. 00
文化 4. 6	吉良小十郎	役犬原村ほか49. 00	山中弥市郎讓
" 8. 7	"	小野田村 1. 59. 00	長塩某讓
" 12. 10. 11	"	黒川村 2. 82. 00	魚住武右衛門讓
文政 8. 2	"	不明	寺西三左衛門讓
弘化 5. 3. 29	吉良幾太郎	車畑村 2. 44. 12	平井太郎兵衛讓
安政 3. 2	"	黒川村 46. 00	阿蘇大官司讓
万延元. 10. 29	"	諸所 96. 21	高城安記讓
		" 34. 21	奈須虎太讓

肥後細川領における御赦免開

正徳三年三月 北里次郎左衛門自害、嫡子北里多門扶持拝領につ

き渡下さる。

御赦免開讓として宝永五年七月に御中小姓来海善大夫が菊池郡下河原村など三村の田島六町九反余を彦岐殿内園田三郎兵衛に讓渡しているが、これなど古い方であろう。このとき「双方より之差出を以帳面を直、園田三郎兵衛開と記録」を訂正している。宝暦二年六月に御郡方に御赦免開根帳が作成されると、讓渡は当事者同士の「内密取交証文」では正式なものとなり得ず、「根讓願ニ相成候節ハ其段筋々御達有之候ニ付、会所・村方帳面共ニ当主之名前ニ直方仕」るのが正規の手続である。御赦免開は身分による制限があり、元禄一二年一領一正・地侍は三町以上の所持は禁止されたが、阿蘇郡内牧手永では寛保三年二町余を所持する吉良平兵衛をはじめ五町以上所持する一領一正が四人いる。一領一正・地侍の場合、家産蓄積のすべてを御赦免開に求めることは適当でないかも知れないが、有利な地主的経営を行なうことによつてさらに家産の拡大へと進むのである。右の吉良家では他の一領一正・地侍や家士層の御赦免開を取得し、幕末には可なりの地主に成長している。今その全貌を明らかにすることはできないが、御赦免開の取得はおよそ第6表であった。このほかにも本方・新地の取得に際しての資本が御赦免開経営から生じたことは云うまでもあるまい。

寸志御家人の場合にもその財力によって御赦免開を集積するものがあつた。文政一二年の邊には次のように述べて一〇町までの讓受を許可している。

寸志之面々御赦免開、向後讓受難叶段及違置候通候処、三郡新地寸志之面々ニ限、別段を以是迄所持之外畝數拾丁を限讓受被差免

古くからの一領一疋・地侍のほか新興階級の在御家人の土地集積が進んでいることを示すものと考えてよからう。

家中士においても御赦免開を集積し拡大再生産することが可能であつた。一村弥三兵衛は後述するように父弥三兵衛の開結四二〇石を加えて六二〇石の知行取であつたが、土席不似合の故に知行を召上げられ、養子頼負に右のうち旧知二〇〇石・開結二五〇石計四五〇石の知行を与えられたが、その差額と思われる一七〇石余を差上げた記録があり、これには沢庄兵衛から讓り受けた山鹿郡方保田村のうち九反七畝と沢村勘助から讓り受けた玉名郡坂門田村ほか三ヶ村のうち二町三反余が含まれている。これらは根帳の付替がなされてないため注記されてその事実が判明するのであるから、一七〇石のうちにはほかにもそうした讓受がなかつたとは云い切れない。少くとも右の二ヶ所は明らかに讓受けたものであつた。幕末に財津善内は木倉村六反余、田島村一町五反余、田口村四反余、白木村三反余、太郎迫村ほか三村に一町一反余など三町九反の御赦免開を買得したほか一〇町余を質地に取つて一五〇俵の定徳米をあげた、ほかに御赦免開以外の地方を質地・讓地に取つて莫大な余米収入を得ている。事例は少ないが御赦免開はそうした地主的土地所有展開の基礎としての意義を持つものである。

注(1) 「統細川家譜」熊本大学附風岡書館寄託、永青文庫

(2) 宝曆より天明迄郡中法令「藩法集」二八〇頁

(3) 「熊本藩年表稿」一五六頁

(4) 書拔しらへ郡府旧記「藩法集」三三五頁

(5) 「官職制度考」「肥後文獻叢書」(一)一七一頁

(6) 欽法式令「藩法集」九三頁

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

- (7) 書拔しらへ郡府旧記『藩法集』三二八頁
- (8) 「元禄七年宮崎市十郎關方覚」永育文庫（『熊本県未解放部落史研究』第三集所収）
- (9) 「合志郡竹迫手永三万田村財津庄大夫殿元禄十四年開畑高積帳写」熊本県立図書館蔵
- (10)、「(19) 肥後藩後期法令集」松本蔵
- (11)、「(12)」、「(18) 吉良文書写」熊本大学法文学部国史研究室
- (13) 村上文書、松本蔵
- (14)、「(15) 「覚帳」正徳元年ヨリ正徳五年。永育文庫
- (16) 御赦免開加印帳『農政語彙集』八一頁
- (17) 前出「阿蘇谷内牧手永手鑑」
- (20) 「旧地・准旧知・閉結」永育文庫
- (21) 「差上申候開地政反年貢付帳」松本蔵
- (22) 「猪扣」松本蔵

四

御赦免開を差上げて知行高に繰込むことを閉結という。細川氏における閉結は既に豊前において行なわれた形跡があるが、豊前時代については詳細は判らない。肥後領においては第7表の17例がある。このうち九例が阿蘇組に属する財津一党である。財津一党は豊前で取立てられ、一族八人が知行百五十石拝領して、宇佐郡に在宅していたが、細川忠利に従って入国し、「寛永十年右之御知行者被召上、一人ニ御知行五拾石宛拜領仕候小身ニ御座候而在宅仕開地を茂可仕旨被仰付候ニ付、阿蘇郡江在宅仕候、其後御知行被下置御奉公相勤不申段恐多奉存候旨奉願候付、坂梨番被仰付相勤申候」という家柄で、慶安元年「御侍免撫帳」ではすべて知行五〇石であった。彼らは阿蘇に在地して坂梨口御番を勤める傍ら御赦免開地を経営し、開地を知行に願うことよって、藩庫に負担をかけることなしに、知行取の身分を獲得した、財津藤兵衛は「財津平左衛門第三而開地高六拾石御知行ニ被直下候様奉願、元禄四年願通被仰付、其後猶開地高百三拾石御知行被直下都合百九拾石代々相統」したし、財津新蔵は「先祖財津作之進開地高五拾石を御知行被直下、三代目財津新蔵猶又開地

第7表

開 結 と 知 行 所

氏 名	知 行 高		開 結 年 次	知 行 所
	計	開 結 高		
財津 八兵衛	100	50	明暦8	(阿蘇)小倉、綾野、黒流町、小野田、成川、黒川、西町、井手 (")小野田、役犬原、西町、蔵原、狩尾、中原、小宮地 (阿蘇)中原、宮地
" 藤右衛門	190	60+130	元禄4+正徳4	
" 新蔵	164	50+114	+正徳4	
" 平右衛門	150	100		
" 弥次兵衛	100			
" 庄大夫		200	元禄14	
江島安左衛門	50	50	元禄4	(阿蘇)西宮地、小野田、黒川
" 六右衛門	180	130	正徳4	(阿蘇)小野田、狩尾、塩塚、井手
日隈 壺大夫	151	101		(阿蘇)宮地、井手、坂梨、役犬原
寺本兵右衛門	552	552	元禄9	(宇土)戸馳
牧八郎右衛門	250	100		〔(上益城)篠原、高山〕(上益城)田小野
隈部七郎左衛門	126	76	享保10	(菊池)出田、藤山、下河原、姫井、(合志)福本(王名)上中宮、下 梶屋、分田、米野、原倉
渡辺 源之允	150	150	寛文12	(阿蘇)山田、跡ヶ瀬
一村弥三兵衛	620	420	宝永6	〔(山本)宮原、(山鹿)上御宇田〕(菊池)広瀬古閑、(玉名)立山、 平野(南郷)上中
上村 八兵衛	215	215	寛文4	(阿蘇)山田、的石、赤水、狩尾、永草、乙姫(合志)高永、鳥栖
平川 喜八郎			享保21	
西沢文右衛門		160	豊前	

1 氏名は開結を受けた者である

2 知行所の数字は石高を示す

開結年次までは「先祖付」・「旧知・准旧知・開結」、知行所は「肥陽諸土鑑」「御家知中行六」による

肥陽諸土鑑に於ける御家知

肥後細川領における御赦免問

高百拾石余仕立置候を本知に合百六拾四石六斗被下置⁵」たもので、彼らの知行は全く開結によるものであった。財津一党も知行百石以上になると番方に出世し阿蘇組を離れるわけであるが、開結によって番方の地位を獲得するのである。

渡辺源之允はもと阿蘇家家臣と思われるが阿蘇郡的石・山田に所持した開地を差上げて知行取に編入されたものであり、隈部七郎左衛門は御惣庄屋・代官から登用されたものである。「旧知・准旧知・開結」に

先祖中富庄左衛門寛永年中御代官被召出御知行式拾石被下置役儀共五代相統、五代目隈部七郎左衛門寸志銀差上候付
三拾石御加増、其御開地高七拾六石四斗余御知行被直下、都合百貳拾六石余被下置、二代相統、三代目百石被下置、
四代五代相統、七代目貳拾三石余減、開候分七拾六石四斗余被下置

とある。この場合「世減之規矩」によって減知したと思われるが、普通の場合百石からの落席は御中小姓ないし御擬作とされるのに対して、開結分の知行取席を維持しているのであって、開結の場合は開地を藩に差上げたとは云っても若干の権利を保障されているのではあるまいか。幕末の「侍帳」隈部五左衛門の項には、「録ハ開結席ハ寸志追テ考ヘシ」との注記が入っていて、その取扱いに迷っている様子であるが、本知・寸志・開結によって知行を構成する特殊なケースであり、本知・寸志分は減知されたが、開結分は代々残されたのである。

一村弥三兵衛の先祖弥三兵衛⁶は、有馬陣に浪人として働き、帰陣後二百石を拝領した。嫡子弥三兵衛が仕立てた開地を知行として願出たが、その開地は四百二十石―村数五十ヶ村であった。

これら開結高は御郡方においては所付目録と田畠開一紙積帳を作成し、これを本人に対しては地方宛行として渡すほか、藩庁では直ちに給知高に繰入れている。これを「本方上知覚帳」⁶でみると、元禄四年には

現高四拾五万二千二百六拾三石余

一高四拾五万七千五百九拾貳石余 御給知

現高千九拾八石八斗余

一高千貳百石 佐野佐大夫・牧丞大夫・野田吉之丞……上知分

現高三百三拾貳石九斗余

一高三百拾石余 財津平四郎・財津藤右衛門・江島伝四郎開地知行ニ直被下分

現高四拾五万三千六百九拾四石余

合四拾五万九千貳拾石

内上知分引

現高四拾四石七千五百六拾九石余

殘四拾五万貳千六百九拾貳石余

現高

以上

とある。この年四月開結となった百三十石財津藤右衛門・五十石財津平四郎・百三十石江島伝四郎の分は直ちに給知高に編入されているのである。こうして藩は御赦免開を繰り入れて広義の本方の増大を図るものであり、また藩財政の負担なしに家臣への加増を果し得るといふ一石二鳥の効果があったし、家臣にとっては家禄で表示される家格の上昇を可能にするという効果があった。

しかし熟田畠である本方に加える以上は、単に開地を所持しているというだけでなく、本田並みの年貢収入が期待できる開地であらねばならなかった。開結が寛文年間以後にしかみられないのはそうした地味・生産力の安定によるものと思われる。

ところが、元文二年に至って開結は著しく制限された。「口上書」^{ひし}は次のように述べている。

前々々御赦免開所持之面々、依願御知行ニ被直下候茂有之候得共、向後者通例之願筋ニて者難仰付候、然共無抛願之筋自有之、開地ニ仕立百姓茂居候而、地居り地味等本知茂同前程之開地ニ候者、其望之品ニより御知行ニ被直下候茂

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免問

可有之哉、常躰之出作開ニテ少宛郡数所々ニ飛散有之、不定之地ニテ侯者願難被為叶旨候事。

前に述べた開結の藩^{II}御郡方・知行取双方のメリットを考える時、この制限は理解しがたいものである。この文面による限りでは「無拠願之筋目」ある場合に許可されるということ、このことは家格の問題が大きく作用していると思われる。とくに開結を願出る事例は家格の上昇を望む小知・在地層に集中しており、彼らの進出による家格の混乱が問題化してくるのではあるまいか。宝暦の改革における「世減之規矩」「厩蔭令」⁽¹⁰⁾は禄制改革と家格相統を問題にしており、それは前代の事例を継承するものとされているのであって、すでに家格の問題が生じていることが明らかである。

開結の制は右のような家士層の予盾を増大した割には、知行政策として効果があつたとは云えない。とくに知行取の年貢直所務を廃止した正徳三年以降においては、小知・在地層にとつても魅力ある制度ではなかったし、藩当局にとつてもかゝる緩慢な本方増加策では乗り切れないほど財政窮乏は切迫していた。こうした点で享保期には知行政策の転換が必要であつた。元文二年の開結の制限はその現われとみることが出来る。

知行政策の新しい方策として登場するのが享保一七年新地手開禁止と前後して出された寸志知行拝領の制度である。この制度が封建的身分制度に抵触するものであることは言うまでもないが、藩財政維持のために開結に代るものとして出現した。すでに宝永六年の御普請御手伝に依じて、木村安右衛門が七〇〇石⁽¹¹⁾の知行取に登用されたのをはじめとして、宝永一宝暦年間に一八名の寸志知行取を数えるのであって、この制度が確實なものとして固定されて行くのである。宝暦期以後はより広い範囲にわたって寸志制度が採用され、各地に寸志御家人層⁽¹²⁾の輩出をみるに至つた。この制度によって浮び上ってくるのが、野開によって資力を蓄えた富農層であつた。

注(1) 西沢四助の「先祖付」(永育文庫)に「私祖父西沢文右衛門儀三斎様御代於丹後慶長五年ニ被召出、於豊前御知行五百石被拜

領……、豊前ニ而開地仕本知合六百八十石被仰付置、当國ニ而開地分者不被為拜領」とある。

(2) 「先祖付」永育文庫、財津猪兵衛の項

(3) 「御侍免撫帳」前出「肥後藩の経済構造」所収

- (4)、(5)、(7) 「先祖付」永宵文庫
- (6) 「細川藩土石高」熊本市平田町木下嘉八氏蔵
- (8) 「寛帳」永宵文庫、元禄元年ヨリ元禄十二年
- (9) 「先例略記」熊本大学図書館蔵松井文庫
- (10) 西山楨一氏「嗣蔭令」(都城工業高等専門学校研究報告) 5)
- (11) 「熊本藩年表稿」宝永6年2月23日条
- (12) 森田誠一氏「前掲論文」

結 び

以上御赦免開について概観した結果、次のことが確認される。

- (1) 御赦免開(上り開を含む)は、江戸時代初期に行なわれた武士層による開発であり、延宝期以後新規開発は禁止されたけれども既開發地は武士層による地主的土地所有として広く藩全域に存続したこと。
- (2) これら御赦免開においては、武士層の地主的所有のもとに、耕作農民の農民的土地所有権¹¹下作権があり、両者はそれぞれの土地所有権を質入・譲渡することが出来た。この意味では完全な私有と認められる。
- (3) 武士層の御赦免開は、その身分喪失によって上り開とされたが、そのことは開發地を収公されることを意味するのではなく、地租負担上の特権を剝奪されたにすぎず、地主としての所有権は保たれた
- (4) 初期においては御赦免開を知行に編入するいわゆる開結が認められたが、現実に開結をなした階層は小知在地層に限られ一般的な形態とはなっていない。このことは家格との関係において問題とされること。
- (5) 享保期に藩財政の行き詰りを反映して知行政策が変更され、寸志増徴に期待がかけられるようになると、寸志知行取さらには寸志在御家人の制が出現し、御赦免開の所持階層が拡大して行くこと。

明治三年の「明手上開」により「家禄被為拜領御赦免開御引上被付候、徳米官納」¹²⁾となったが、これも御赦免開の収公

肥後細川領における御赦免開

肥後細川領における御赦免開

ではなく、免税の特権を剝奪したに過ぎないことは、前述の上り開の関係から容易に首肯できるであろう。しかし、明午上開が、如何なる意図のもとに、如何なる過程で進行的か明らかでない。

近世における地主的土地所有が、近代の地主制と如何に関連するかも残された問題である。今後の課題として置きた
い

注(1) 「明午上開徳米官納綱領」熊本大学附属図書館蔵藤本文書

(付記) 本稿は昭和五十二年度科学研究費(一般研究D)による「細川家侍帳の研究」の成果の一部である。